

○財務省告示第三十六号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
三十一年一月十日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成三十一年二月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第八百六回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五									
額最		イ 払 込 金 額		イ 発 行 額		イ 募 入 決 定 の									
低	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価								
額	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争								
面	発 競	発 競	発 競	発 競	発 競	発 競	発 競								
金	発 競	発 競	発 競	発 競	発 競	発 競	発 競								
五		四	三	一	額	億	額	込	募	各	当	も	各	価	一
万		千	万	兆	面	八	面	み	限	国	て	の	申	格	国
円		三	六	八	金	千	金	の	度	債	る	か	込	競	債
		百	千	千	額	万	額	応	の	市	。	ら	み	争	市
		八	円	七	で	円	で	募	場	場	そ	の	う	入	場
		億		百	四	一	一	額	特	特	の	の	ち	札	特
		百		七	千	兆	兆	を	別	別	応	ち	募	発	別
		三		億	三	八	八	割	参	参	募	募	額	行	参
		十		八	百	千	千	り	加	加	額	を	を	「	加
		五		千	五	六	六	当	者	者	を	順	次	と	者
		万		九	億	百	百	て	ご	ご	次	割	高	い	・
		円		百	九	九	十	る	と	と	割	い	い	第	
				二	十	四	四	。	の	の	り			I	
				十				各	応	応				非	

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行日	平成三十一年一月十日
十一	発行価格	額面金額につき百円七銭
十二	発行期限	平成三十一年七月十日
十三	償還金額	償還金額を支払い、その翌営業日に
十四	元金支払額	額面金額につき百円
十五	入札参加	財務大臣から通知を受けた者
十六	払込期日	平成三十一年一月十日

額面金額百円七銭以上、額面金額百円七銭以下、額面金額百円七銭に
 応募価格

平成三十一年七月十日
 たし、償還期が銀行休業日に
 当たるときは、その翌営業日に

償還金額を支払い、その翌営業日に

額面金額につき百円

財務大臣から通知を受けた者

平成三十一年一月十日